

令和6年度 第7期第1回 練馬区地域包括ケア推進協議会 会議要録

1 日時	令和6年7月26日（金）午後6時30分～午後8時30分
2 場所	練馬区役所本庁舎5階庁議室
3 出席者	<p>（委員19名） 宮崎牧子委員長、大森裕美委員長代理、星川茂喜委員、高木博通委員、木幡和枝委員、吉田壯二委員、藤野貴志委員、内田敦子委員、中井文彦委員、生田剛史委員、柳沢ゆかり委員、土田秀行委員、千葉三和子委員、笹川浩利委員、杉浦康委員、山添友恵委員、鶴浦乃里子委員、青木伸吾委員、佐藤美香委員</p> <p>（事務局13名） 高齢施策担当部長、高齢社会対策課長、高齢者支援課長、介護保険課長、光が丘総合福祉事務所長、ほか高齢者支援課・介護保険課職員8名</p>
4 傍聴者	1名
5 議題	<p>○ 委嘱式</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 委員委嘱および紹介 …資料1 2 区幹事および事務局紹介 …資料2 3 委員長・委員長代理の選出 <p>○ 練馬区地域包括ケア推進協議会</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 練馬区地域包括ケア推進協議会について …資料3、資料4 2 令和5年度練馬区地域包括支援センター事業実績について（報告） …資料5 3 令和6年度地域包括支援センター事業計画について …資料6 4 大泉学園地域包括支援センターの移転について …資料7 5 指定地域密着型サービス事業者等の指定について …資料8、資料9 6 令和6年度地域密着型サービス事業者の公募要項の変更について …資料10 7 その他
6 配付資料	<p>令和6年度 第7期第1回 練馬区地域包括ケア推進協議会 次第</p> <p>（資料1） 練馬区地域包括ケア推進協議会委員名簿</p> <p>（資料2） 練馬区地域包括ケア推進協議会 区幹事・事務局</p> <p>（資料3） 練馬区介護保険条例・同施行規則（抜粋）</p> <p>（資料4） 練馬区地域包括支援センター運営協議会および練馬区地域密着型サービス運営委員会の統合について</p> <p>（資料5） 令和5年度練馬区地域包括支援センター事業実績について（報告）</p> <p>（資料6－1） 令和6年度練馬区地域包括支援センター事業計画について</p> <p>（資料6－2） 令和6年度地域包括支援センター事業計画抜粋（練馬地区）</p> <p>（資料6－3） 令和6年度地域包括支援センター事業計画抜粋（光が丘地区）</p> <p>（資料6－4） 令和6年度地域包括支援センター事業計画抜粋（石神井地区）</p> <p>（資料6－5） 令和6年度地域包括支援センター事業計画抜粋（大泉地区）</p> <p>（資料7） 大泉学園地域包括支援センターの移転について</p> <p>（資料8） 地域密着型サービス・地域密着型介護予防サービスについて</p> <p>（資料9） 指定地域密着型サービス事業者等の指定について</p> <p>（資料9参考資料） 看護小規模多機能型居宅介護事業所等の開設について</p> <p>（資料10） 令和6年度地域密着型サービス事業者公募要項（案）</p> <p>（参考資料） 練馬区の介護保険状況について（6月分）</p>

7 所管課	<p>(練馬区地域包括支援センターに関すること)</p> <p>高齢施策担当部 高齢者支援課 地域包括支援係</p> <p>TEL : 03-5984-1187(直通)</p> <p>Eメール : KOUREISYASIEN02@city.nerima.tokyo.jp</p> <p>(練馬区地域密着型サービスに関すること)</p> <p>高齢施策担当部 介護保険課 事業者指定係</p> <p>TEL : 03-5984-1461(直通)</p> <p>Eメール : KAIG015@city.nerima.tokyo.jp</p>
-------	--

令和6年度 第7期第1回 練馬区地域包括ケア推進協議会

（令和6年7月26日（金） 午後6時30分～午後8時30分）

○高齢者支援課長

これより令和6年度 第7期第1回 練馬区地域包括ケア推進協議会を開催します。
「委員長・委員長代理の選出」まで司会を務めます。
最初に事務局から、委員の出席状況および配付資料等について報告します。

○事務局

【委員の出欠、傍聴報告、配付資料の確認】

○高齢者支援課長

【委員委嘱および紹介】

○委員

【自己紹介】

○高齢者支援課長

【区幹事および事務局紹介】

○区幹事および事務局

【自己紹介】

○高齢者支援課長

つぎに、委員長・委員長代理の選出を行います。この協議会は練馬区介護保険条例および練馬区介護保険条例施行規則に則り開催されています。委員長は、練馬区介護保険条例施行規則に基づき、学識経験者から選出します。どなたか推薦をいただけますか。

○委員

前期に引き続いて宮崎委員を委員長に推薦します。
(拍手)

○高齢者支援課長

それでは、宮崎牧子委員に、委員長にご就任いただきます。
(宮崎委員、委員長席に着席)

つぎに、委員長から委員長代理のご指名をお願いします。

○委員長

委員長代理は大森裕美委員にお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。
(拍手)

○高齢者支援課長

それでは、大森裕美委員に、委員長代理にご就任いただきます。

（大森委員、委員長代理席に着席）

ここで、委員長に司会進行を交代させていただきます。委員長、委員長代理からご挨拶を賜り、今後の議事を進めていただきます。

○委員長

前期に引き続き委員長を務めさせていただきます。練馬区の地域包括ケアをさらに良くしていくため、積極的なご発言、ご協力をお願いします。

○委員長代理

委員長と一緒に良い会議にしていきたいと思います。よろしくお願いします。

○委員長

ここからは、地域包括ケア推進協議会に入ります。

案件1、練馬区地域包括ケア推進協議会について、高齢者支援課長から説明をお願いします。

○高齢者支援課長

【資料3・4および会議の公開について説明】

○委員長

案件1について、ご質問・ご意見はありますか。

（なし）

○委員長

案件2に移ります。令和5年度練馬区地域包括支援センター事業実績について、高齢者支援課長に説明をお願いします。

○高齢者支援課長

【資料5について説明】

○委員長

案件2について、ご質問・ご意見はありますか。

○委員

資料5「4 権利擁護関係の実績」について、令和5年度の高齢者への虐待件数が3,027件もあるということは大変なことだと考えています。家族が虐待をしているのか、あるいは施設が虐待をしているのか分かりませんが、この虐待について事務局としてどのように考えていますか。

○高齢者支援課長

こちらは、地域包括支援センターに虐待の疑いも含めて連絡・相談があった件数です。家族からの虐待や、家族や知人が施設に訪問した際に疑いを感じたことも含めた数になるため、少し多くなっています。

相談があった場合には、地域包括支援センターと、それをバックアップする総合福祉事務所高齢者支援係で実態の状況を把握し、区としてできるだけ早く解決に結びつけるよう支援しています。

家族からの虐待については、家族にとっても介護をするということはずごく大変なことです。介護されている方に寄り添いながら、両方にとっていい方向に進むように支援していくという基本的な考え方にに基づき、対応しています。

○委員

家族間での議論や話し合いも、この件数に区分されたと考えます。まとめた件数や疑いを含めた件数ではなく、相談の中身ごとの件数を出すように改善した方がよいと思います。

○光が丘総合福祉事務所長

高齢者虐待は様々な理由で起こり得ます。擁護者にも様々な課題を抱えている方もいるため、擁護者の支援も含めて不適切な状況が解消されるよう、総合福祉事務所も地域包括支援センターと協力して寄り添い、傾聴しながら改善に向けて取り組んでいます。

○委員

地域包括支援センターで実際に虐待通報を受ける立場にいます。虐待は密室で行われているケースが多く、通報を受けないと、こちらにはなかなか見えません。通報や相談があった際は、できる限り訪問し実態について調査を行い、総合福祉事務所と連携しています。虐待にあたるかどうかの判断は区と協議というかたちになりますが、地域包括支援センターとしては、積極的に相談していただきたいと思います。

通報や相談の中身については、8050問題や老老介護など課題が多岐に渡ってきていると、現場で働いている者として感じています。

○委員

今、世の中は昔とは違い、虐待は、子どもも大人もとても話題になることです。「虐待」という言葉は、このように活字で見ると、「やばい」ものなのです。「疑い」の相談でも「虐待」という活字になると違和感があるため、区別がつくよう違う言葉で表現していただきたいと思います。

○委員長

そのほか、いかがでしょうか。

○委員

資料5「5 ケアマネジャー等への支援の実績」に記載されている「ケアマネジャー等への個別指導」について、具体的にどういうことを指すのか教えてください。

○高齢者支援課長

地域包括支援センターは地域のケアマネジャーを支援する立場であり、ケアマネジャーからの相談を受けて、複雑な課題をいくつも抱える困難事例のケアマネジメントの仕方などをアドバイスしています。「指導」という言葉を使っていますが、上からというよりは、地域包括支援センターの職員がケアマネジャーを後方から支援するというものです。

○委員長

そのほか、いかがでしょうか。

○委員

資料5「6 介護予防ケアプランの作成件数の推移」について、男女別の平均年齢を教えてください。

また、資料5「8 ひとり暮らし高齢者等訪問支援事業の相談実績」について、訪問等でつなげた支援のうち介護保険認定申請は、本人や家族や地域包括支援センターが対応したのかと思います。おそらく家族が申請したものが多いたと思いますが、本人や地域包括支援センターの代理申請であった場合、そこから見えてくるものを教えてください。

○高齢者支援課長

介護予防ケアマネジメントを受けている方の男女別平均年齢は、申し訳ないことに男女別では数字を集計しておらず回答が難しいのですが、介護予防ケアマネジメントは要支援1・2および介護予防・生活支援サービス事業対象の方が対象であり、認定を受ける方は75歳以上になると増えてくるという傾向はあります。

介護保険認定申請については、ひとり暮らし高齢者等訪問支援事業において、ひとり暮らしの方を定期的に訪問し、地域包括支援センターになかなか相談できず困っていることを早期に発見して、本人の申請をお手伝いしています。

ひとり暮らし高齢者の訪問の特徴ですが、早めに関わることで、介護保険だけではなく様々な福祉サービスに繋がられたり、助言できることが有効だと考えています。

○委員

ひとり暮らし高齢者の介護保険認定申請においては、家族が申請することは少ないのでしょうか。本人もしくは地域包括支援センターが申請することが多いのでしょうか。

○高齢者支援課長

基本的に本人からの申請となります。ひとり暮らしの方を訪問し、「申請をされてみてはどうでしょうか。」「サービスの必要があれば認定を受けませんか。」と話をしています。

○委員長

そのほか、いかがでしょうか。

○委員

資料5「1 相談件数」および「2 相談内容の内訳」について、令和5年度の相談件数約23万件のうち、「4 権利擁護関係の実績」や「7 医療と介護の相談窓口における相談実績」の数字は含まれているのでしょうか。それぞれの件数の見方がわかりません。

また、この会議は高齢者向けですが、地域包括支援センターではひきこもり支援等も行ってっていると記憶しています。地域包括支援センターの役割は多岐に渡り、本当に大変だと思います。人材も不足しているのではないのでしょうか。これだけの相談件数をどれだけの人数で対応しているのか、実態を教えてください。

○高齢者支援課長

それぞれの切り口ごとで集計をしており、母数が一致しないため混乱させてしまい申し訳ございません。今後は母数が明らかになるような資料に変えていきたいと思っております。

総合相談に関しては、非常に件数も多く、年々増えています。複数相談された方もそのまま延べ人数としてカウントしており、継続的に支援している方も含まれています。

ひきこもりについては重層的支援のことかと思っております。本人だけでなく、8050問題など家族で様々な課題を抱えている方に対し、関係機関と連携しながら、地域包括支援センターは高齢者を支えています。

ひとり暮らし高齢者で外出が難しい方がいれば、ひとり暮らし高齢者等訪問支援事業などで声かけをしたり、資料の件数に含まれていませんが生活支援コーディネーターが地域の活動につないだり、ひきこもり傾向のある方に対して支援しています。

○委員

それぞれの地域包括支援センターで相談件数に差がありますが、対象住民数やその増減が記載されていると分かりやすいです。住民が少なければ相談件数も少ないと思っております。

また、資料5「3 相談手段の内訳」について、これまで何度か意見を言ったことがあるのですが、地域包括支援センターの場所は非常に分かりにくいです。そのため、電話での相談が多いのかと思っております。名称は法律で決まっているため変えられないのかもしれませんが、もっと分かりやすい表示や看板を作るなど、ぜひ、区民が利用しやすい地域包括支援センターにしていきたいです。

○高齢者支援課長

地域包括支援センターごとの人口等について、資料5には記載していませんが、参考資料8「練馬区 高齢者保健福祉計画 介護保険事業計画」の57ページに記載している地域包括支援センター別（日常生活圏域別）の高齢者人口が参考になると思っております。今後、資料を作成する際により分かりやすいものにします。

また、地域包括支援センターを区民の方にもっと知っていただきたいため、分かりやすさも必要だと考えています。後ほど説明する区立施設への移転だけではなく、分かりやすく使いやすい施設への移転を今後も進めていきます。

○委員

最後に、先ほど委員から話があった高齢者虐待について、私も同意見です。ぜひ検討し、進めていただきたいと思います。

○委員長

そのほか、いかがでしょうか。

○委員

資料5「1 相談件数」について、地域包括支援センターごとの差が大きいです。人員の配置の違いはあるのか、具体的な人数を教えてください。

○高齢者支援課長

地域包括支援センターは、高齢者人口6千人に対し1か所設置されており、その人口に合わせて職員を配置しています。保健師・社会福祉士・主任ケアマネジャーの法定3職種に加えて、練馬区の場合は、介護予防プラン担当が2名、訪問支援員が2名の合計7名が基本となっています。

高齢者人口が6千人から7千人になった場合には、法定3職種のうち1名を増員し、7千人から8千人では法定3職種のうち2名を増員し、地域の人口によって人員配置を厚くしています。さらに、今年度から生活支援コーディネーターが1名ずつ配置されており、支援体制を強化しています。

○委員長

そのほか、いかがでしょうか。

(なし)

○委員長

案件3に移ります。令和6年度 地域包括支援センター事業計画について、高齢者支援課長に説明をお願いします。

○高齢者支援課長

【資料6および資料6-1～6-5について説明】

○委員長

案件3について、ご質問・ご意見はありますか。

○委員

地域包括支援センターは全て委託でしょうか。直営はありますか。

○高齢者支援課長

全て委託です。

○委員

事業計画は、昨年度の評価を区が行ったうえで作成しているのでしょうか。資料のような表を作るだけではなく、昨年度の内容を見直し、今年度取り組むことを決め、来年の今頃までにそれが達成できたかどうか確認することが正しいやり方だと思います。区はどのように考えていますか。

○高齢者支援課長

ご指摘のとおりです。年度末に各地域包括支援センターのモニタリングを行い、事業計画に対して実証できたか、どこが課題だったのかを振り返り、次年度に生かしています。

○委員

前回（第6期第14回）の会議を傍聴しました。その際に、地域包括支援センターの事業評価に関する資料がありましたが、対象年度が2年前の令和4年度のものでした。昨年度の内容をモニタリングすればいいと思うのですが、何か違いがあるのでしょうか。

○高齢者支援課長

事業評価は、国の指針に基づき行っています。モニタリングは、地域包括支援センターの委託を継続するかどうかを判断するために行っているもので、それぞれ別のものです。

○委員

本協議会は、「センターから事業計画の提出を受け、業務の遂行状況を評価することにより、センターの適切、公正かつ中立な運営の確保につなげる」と資料に記載してあるため、協議会の委員になった以上は、きちんと見なければいけないと思います。資料は抜粋版ですが、ぜひそれぞれの計画の細かな内容と、モニタリング結果を後で教えてください。

○委員長

事務局は、資料の準備ができれば本協議会で報告してください。
そのほか、いかがでしょうか。

○委員

一般企業であれば、実施計画書・報告書を作り、実際に行われているかどうか監査を受けます。昨年度の計画に基づく報告書がもう完成していて、今年度の計画を作っていくものだと思います。先ほどの委員も、計画に対して実績がどうであったか、どういう評価なのかということを知りたかったのではないのでしょうか。

モニタリングは、一人で行うものなのでしょうか。

○高齢者支援課長

モニタリングは、モニタリングシートを活用し、高齢者施策に関連する管理職が協議をして評価を行っています。

○委員長

今回の資料6-2から6-5については、各地域包括支援センターの令和6年度の事業計画であり、来年の上半期でこの計画の結果についての報告をこの場で聞けるのだろうと思っています。今の委員からのご意見は、昨年度の計画についての評価の報告が聞きたいということだと思います。

○委員

前期までの協議会の中での、計画に対する実績の報告についての進め方がよかったのかという点を踏まえて、令和6年度からの進め方に改善の必要があると思います。

○委員長

昨年度の事業計画に対する結果がどうであったか、次回報告できるよう努めていきます。

○委員

昨年度の結果は資料5のデータに表れており、このデータが今年度の事業計画と連動しているのでしょうか。

○高齢者支援課長

資料5に関しては、地域包括支援センターが受けた相談等に関する実績値です。令和6年度の事業計画に記載している訪問やミーティング実施など、全てを数値化できるわけではありませんが、資料5の実績値が計画と連動しているのは確かです。

○介護保険課長

地域包括支援センターは、国が設けている統一評価基準に基づき、区から国へ地域包括支援センターの取組状況を提出しています。その上で、全国の平均などと比べた国からの評価結果が年度末頃、区に戻ってきます。それを前回会議で報告したところです。

資料6の事業計画は、どちらかということ地域包括支援センターごとの取組方針のようなもので、必ずしも国の評価基準と一致しているものではない旨、補足します。

○委員

資料6の事業計画は、練馬区だけが定めている各センターの事業計画という理解でいいのでしょうか。自治体によっては、このような計画を作っていないこともあるのでしょうか。

○高齢者支援課長

地域包括支援センターの事業計画の作成は、介護保険法施行規則に定められており、区市町村に提出することとなっています。

○委員長

そのほか、いかがでしょうか。

○委員

資料6-1「2 事業計画項目 II 組織運営体制」の「(8) ハラスメント対策強化の取組み」について、これは地域包括支援センターの職員に対するハラスメント対策でしょうか。それとも、地域の介護事業所におけるハラスメント対策でしょうか。

○高齢者支援課長

地域包括支援センター内のハラスメント対策について記載するよう、区からお願いしているものです。

○委員長

そのほか、いかがでしょうか。

○委員

資料6-2から6-5について、一つのセンターがどのように1年間活動するかという縦に読む見方と、各センターがどのような活動をするのかそれぞれの項目を横に読む見方があります。地域密着型サービスを運営していると、様々なセンターと一緒に仕事をする機会があり、センターごとの違いを実感しています。

それぞれの項目はどれも大切だと思いますが、センターごとのばらつきが無いように、担当係で各項目の一体性や一貫性を調整しているのでしょうか。

○高齢者支援課長

地域包括支援センターの事業計画を策定するに当たり、あらかじめ区からセンターに参考資料5の「令和6年度 練馬区地域包括支援センター運営方針」を発出し、この運営方針を基に計画を立てるよう各センターに伝えています。

○委員

地域包括支援センターの皆さんが本当に大変な中、様々な形でご活躍されていると肌で感じています。私たち地域密着型サービスの介護事業所は、地域包括支援センターの活動を一緒に支え、一緒に充実していくという立場も担っていると考えていますが、よろしいでしょうか。

○高齢者支援課長

まさにそのとおりだと思います。それぞれの地域包括支援センターは地域ケア会議を開催しており、地域の介護事業所や民生委員、地域の方々にご参加いただき、地域全体で高齢者を支えていくことを基本としています。商店街の方が参加しているところもあります。

また、今年度から各センターに配置した生活支援コーディネーターは、まさにセンターと地域活動をつないでいく役割です。

○委員長

そのほか、いかがでしょうか。

○委員

私は民生委員であり、9月頃にひとり暮らしの方の実態調査を行うのですが、個人情報を開示したくないという方もおり、全員を把握することはできません。調査に回答しない方の中には、実は足を折ったと言う人もいらっしゃいます。その方について地域包括支援センターに連絡すると、すぐ機動的に動いてくれますが、このような動きもしながら、運営方針に記載の取組もやることは大変だと思います。地域だけでなく、民生委員とも連携を取りながら様々活動されており、職員配置が少ないと思います。

私の地域は中村かしわ地域包括支援センターですが、昨年4月に設置されるまでは豊玉地域包括支援センターの管轄で、対象人数が相当多くいました。中村地域にやっと設置され助かっています。

○委員長

そのほか、いかがでしょうか。

(なし)

○委員長

案件4に移ります。大泉学園地域包括支援センターの移転について、高齢者支援課長に説明をお願いします。

○高齢者支援課長

【資料7について説明】

○委員長

案件4について、ご質問・ご意見はありますか。

(なし)

○委員長

案件5に移ります。指定地域密着型サービス事業者の指定について、介護保険課長に説明をお願いします。

○介護保険課長

【資料8および9について説明】

○委員長

案件5について、ご質問・ご意見はありますか。

○委員

小規模多機能型居宅介護と認知症高齢者グループホームを運営しています。練馬区における需要がまだまだ増えていくため、新規の看護小規模多機能型居宅介護も増えていく計画と理解しています。

一方で、参考資料8「練馬区 高齢者保健福祉計画 介護保険事業計画」の61ページ「主なサービスの整備状況と利用状況」について、認知症高齢者グループホームの利用率は90.8%ありますが、小規模多機能型居宅介護と看護小規模多機能型居宅介護は合わせて55.1%となっています。小規模多機能型居宅介護と看護小規模多機能型居宅介護を運営する仲間と話す中で、もっと私どもの事業を利用してほしいと願っています。

新しい看護小規模多機能型居宅介護ができることと相まって、小規模多機能型居宅介護と看護小規模多機能型居宅介護の利用率が90%を超えるような支援をしていただけるのか教えてください。

○介護保険課長

利用率について、参考資料8では55.1%ですが、改めて今年3月に令和5年度の平均の利用実績について看護小規模多機能型居宅介護へ確認したところ、おおむね6割から7割と、計画策定のための調査時点よりは多少上がっています。ただ、それで十分かという点、今後も周知していく必要があると考えています。

今回、新しくオープンする事業者に、練馬区内に事業者団体があることを紹介しており、ぜひ参加したいという声をいただいています。新規事業者も事業者団体の活動に参加していただき、区としては事業者の皆様と連携しながら周知に努めます。

○委員

練馬区では小規模多機能型居宅介護と看護小規模多機能型居宅介護を本当に応援してくれています。都内の他の仲間と比べても、都内でこのように活動を積極的にできるところは少ないと実感しています。引き続き、応援していただきながら利用率を高めていただきたいと思います。

○委員長

案件6に移ります。令和6年度地域密着型サービス事業者の公募要項の変更について、介護保険課長に説明をお願いします。

○介護保険課長

【資料10について説明】

○委員長

案件6について、ご質問・ご意見はありますか。

○委員

地域密着型サービスと、普通のデイサービスや訪問介護の違いがよく分かりません。合同勉強会に参加すれば理解できるようになるのでしょうか。

また、今朝の新聞記事に掲載されていた、介護事業者の倒産が上半期で過去最多であったことについて、練馬区は非常に手厚く支援しているとの話でしたが、今後も続けていただきたいと思います。訪問介護は国の報酬改定で引き下げがあったということですが、練馬区はきちんと支援していただきたいです。区の見解を教えてください。

○介護保険課長

制度が複雑で、すぐに分かりづらい部分もあるかと思えます。10月31日に開催する合同勉強会において、制度について改めて詳しく説明できればと考えています。また、参考資料2「すぐ分かる介護保険」は、地域密着型サービスだけでなく、それ以外の居宅のサービスや施設サービスなど、一通りのサービスをまとめているパンフレットであるため、参考にしていただければと思います。

また、練馬区での事業者支援の例として、福祉人材育成・研修センターを運営していることが、なかなか他区にはない取組です。練馬区の介護事業所に従事している職員は無料で研修に参加することができます。このような取組を通じて、今後も介護事業所の方がよりよいサービスを提供できるように支援していきたいと考えています。

○委員長

その他の案件について、参考資料1の説明を、介護保険課長にお願いします。

○介護保険課長

【参考資料1の説明】

○委員長

最後に、事務局から次回の会議日程等についてお願いします。

○事務局

【次回開催日程等について説明】

○委員長

これをもって、本日の練馬区地域包括ケア推進協議会を閉会します。

閉会